

令和 7 年 9 月 9 日

第 4 回 廿 日 市 市 議 会 議 案
(第 3 回 定 例 会)

廿 日 市 市

第4回廿日市市議会議案目次

報告第 7 号	市が資本金の2分の1以上を出資等している法	1
	人の経営状況説明書について	
報告第 8 号	専決処分事項の報告について	3
議案第58号	廿日市市手数料条例の一部を改正する条例	5
議案第61号	損害賠償の額を定めることについて	9
議案第62号	財産の取得について	11
諮問第 2 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることに	13
	ついて	

報告第 7 号

市が資本金の 2 分の 1 以上を出資等している法人の経営状況
説明書について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定に
より、市が資本金の 2 分の 1 以上を出資等している法人の経営状況説明書
を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 9 日

廿日市市長 松 本 太 郎

報告第 8 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 9 月 9 日

廿日市市長 松 本 太 郎

1 専決処分の内容 工事請負契約の変更について

令和 6 年議案第 61 号により議決を得た佐方小学校管理特別教室棟長寿命化改修工事の請負契約の請負金額を次のように変更する。

「3 請負金額 373,780,000 円」を「3 請負金額 377,230,700 円」に改める。

2 専決処分年月日 令和 7 年 8 月 7 日

(参考事項)

令和6年議案第61号により議決を得た佐方小学校管理特別教室棟長寿命化改修工事の請負契約については、一部設計変更により請負金額を変更する必要が生じたので、専決処分したものである。

議案第 5 8 号

廿日市市手数料条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 7 年 9 月 9 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市手数料条例の一部を改正する条例

廿日市市手数料条例（平成１２年条例第２号）の一部を次のように改正する。

別表第６号中「第５条の３第１項」を「第５条の１３第１項」に、「第５条の６第２項」を「第５条の１６第２項」に、「第５条の７第１項」を「第５条の１７第１項」に改める。

附 則

この条例は、令和７年１１月２８日から施行する。

(提案理由)

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律においてマンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部が改正されたことにより、条例で引用している同法の規定が移動したことに伴い、必要な規定の整理を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第 6 1 号

損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 3 号の規定により、次のとおり損害賠償の額を定めることについて、市議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 9 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

1 損害賠償額 2, 0 2 3, 8 7 8 円

2 債 権 者

(4 7 7, 8 4 8 円)

広島市中区東白島町 1 9 番 4 9 号

広島県後期高齢者医療広域連合

(1, 5 4 6, 0 3 0 円)

広域連合長 平 谷 祐 宏

(提案理由)

令和6年4月26日阿品台市民センター内で発生した事故に伴う損害賠償の額を定めることについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第 6 2 号

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 6 号）第 3 条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、市議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 9 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

1 財産の表示

品 名 タブレット端末

数 量 9, 4 7 7 台

2 取得価格 5 2 1, 2 3 5, 0 0 0 円

3 相手方 広島市中区袋町 4 番 2 5 号

株式会社 大塚商会広島支店

支店長 真 子 健

(提案理由)

廿日市市立の小学校 17 校及び中学校 10 校に整備するタブレット端末を取得しようとするものであるが、買い入れようとするタブレット端末の予定価格が 2,000 万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

諮問第2号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員に推薦することについて、市議会の意見を求める。

令和7年9月9日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

氏 名 河 野 和 夫

氏 名 倉 田 耕 三

氏 名 小早川 雅 子

氏 名 沖 野 稔 則

（提案理由）

人権擁護委員河野和夫、下桶博美、倉田耕三及び小早川雅子の任期が、令和7年12月31日をもって満了するので、その後任委員の推薦について、市議会の意見を求めるものである。